

国家統制と調整，助成

——国家独占資本主義論の基本論点——

柿 本 国 弘

I

国家独占資本主義の概念については、これまで多々論じられてきたが、なお明確にすべきいくつかの点が残されている。第一次大戦期に形成された国独資は、その後今日に至るまで半世紀以上を経過したが、このかん両大戦時の経済統制や30年代大恐慌下と戦後に定着した恐慌抑止政策、戦後の経済発展を基本目標にした経済諸計画などを主要な形態として展開してきた。国独資というばあいにまず念頭に浮かぶのは、これら戦時統制や恐慌調整政策、経済成長政策などであろう。国独資は、こうした統制や恐慌調整政策が、社会構成体の土台である経済過程に規定的な影響力を与えるに至った、あるいはそのための機構、制度が定着するに至った独占段階中の一段階であるが、これを国家の側にそくしてみれば、国家の介入政策として機能する。国独資の根本的問題はじつはこのところから生ずるといってよい。

問題の一つは、国独資はいったいどのような機能形態をとるかということである。仮に戦時にみられた経済統制政策が国独資の唯一の形態だとすれば、非戦時には国独資は消滅したということになるのか。そうでなければ、今日恒常的に定着している恐慌調整政策が唯一の形態だといふべきなのであろうか。これらの機能形態の種別を明確化することがこれまでの議論ではまだ十分でなかったのではないかと思う。いま一つは、これに関連して、国独資の機能、政策

の性格に関するものである。戦時統制と非戦時の恐慌調整政策が、その性格において質を異にしていることは容易にわかるであろう。しかしこの点もかならずしもじゅうぶんに議論されてきたとはいえない。国独資論が混迷する大きな原因の一つは、こうした国独資の機能形態（内容）と性格を明確にしないまま、議論をつみ重ねていることにあるのではなかろうか。もしそうとすれば、かつて大内力氏が提起していたつぎのような疑問点はきわめて至当なものといべきだろう。

「それは（レーニンの国独資論＝戦時統制論のこと―引用者）すでに相対的安定期さえも説明しきらないのであり、それが国家独占資本主義の消滅をいみするか、後退・変質をいみするの⁽¹⁾か、発展をいみするの⁽¹⁾かは、ここからは答えようもない。」（傍点引用者）

大内氏が指摘している国独資の「消滅」「変質」「発展」とは、いったいどのような意味でいえるのであろうか、あるいはいえないのであろうか。ここに国独資の一般問題を解く一つのポイントがある。

以下こうした問題を検討することによって、国独資概念の明確化を期したいと思う。

注(1) 大内力『国家独占資本主義』東大出版会、1970年、p. 15-16

II

一般に国家の経済機能＝政策は、目的、対象、手段、機能（性格）などの諸点からきわめて多様に分類されるが、ここではさしあたり、政策目的と機能上の性格を知ることが必要である。「政策目的」といっても、一様な分類の仕方に限ることはできないだろうが、ここでは経済活動つまり資本の運動にたいして、どのような目的、効果を期待して政策を遂行するか、換言すれば、資本一般（産業資本、銀行資本、商業資本）の活動にたいして、どのような影響、結果を

もたらすか，という意味で用いることにする。

これにかんして，サーガント・フローレンスはつぎのような産業政策の分類をおこなっており，これが参考になるのでまずこれからみていくことにしよう。彼によれば，国家による（産業）政策の分類は，尾崎巖氏の解説も含めて紹介するとつぎのようなものである。⁽³⁾

(a) 第一党としての国家 (The State as the Primary Party)

(b) 第二党としての国家 (The State as the Secondary Party)

(c) 第三党としての国家 (The State as the Third Party)

(a)は，産業にたいする国家の保護者，援助者，調整者としての与党的側面を表わす。それは政府の介入が，資源配分の過程にまで及んでいるばあいの産業と国家の関係であり，一般に産業政策はこの立場を表わすものとされる。

(b)は，たとえば経済安定 (financial stability) や完全雇用，公平性 (equality) などの目的のために行なわれている国家による間接的かつ中立的な産業のコントロールの側面を指すとされる。(c)は反対に，国家が産業にたいして，一定の行為規制者ないし抑制者として作用する側面を表わす。

フローレンスはおそらく，産業政策を今日的な政治潮流になぞらえていうなら，保守与党（第一党）的政策，中道政党（第二党）的政策，反対野党（第三党）的政策（保守，中道，革新）の三つに類別したのであろう。フローレンスと尾崎氏の説明では，(b)の性格（bの政策がなぜ中立的なのか）および(a)と(b)の区別と関連が不明確である。さらにその著作を通して，イギリスの経済政策の実態が歴史的に詳細にとりあげられているが，それらが，明確に上述三政策にまとめられているわけでないし，それらの内的連関が理論的に解明されている，というものでもない。しかし産業政策の面からなされたフローレンスのこれらの区別は，手なおしすれば，たんに産業分野だけでなく，広く経済一般にたいする区別としても適用できるであろう。

私は彼の区別をも参考にしつつ，経済政策はその目的からして三機能に分類し，仮につぎのように表現するのが適切でないかと考える。さきの順でいくと

(1) 助成（促進，補強）政策，(2) 調整政策，(3) 統制（抑制）政策である。

(1)は資本蓄積を国家的に助成，促進あるいは補強する機能であり，(2)は経済過程の内的矛盾の事後的もしくは事前的調整であり，(3)の統制は，資本にたいする国家の強権的な命令による抑制政策である。いま，これら三つの政策形態の典型的なものだけを，私なりに具体的に例示してみるとつぎのようである。

(1) 助成政策（フローレンスのいう第一党としての国家）——原蓄期の国家機能，
両大戦直後の経済復興政策や産業合理化政策，第二次大戦後の経済発展諸
計画

(2) 調整政策（第二党としての国家）——29年，30年代世界大恐慌下の恐慌打
開政策，戦後の景気調整政策（フィスカル・ポリシー），財政再分配による所
得調整政策

(3) 統制政策（第三党としての国家）——両大戦下の経済統制政策，国有企業
管理

一般に，これらはすべて一括されて「統制」^{コントロール}とか「規制」^{レギュレーション}などの言葉で表現されていることが多い。しかしそれでは，政策目的や性格上の重大な相違が正確に表現されないうらみがある。そこで本稿では，そのちがいははっきりさせるため，上述のように三つを言葉のうえでもはっきり区別して用いることにする。

さてこれら三形態の概念は，そのまま国独資の形態（目的，使命）の区別となりうるものである。すなわち国独資は，第一次大戦以後の独占資本主義において，経済統制，調整，助成の内容で示される国家介入であり，その目的のために形成される独占資本，金融資本と国家の結合機構，制度といえるのである。国独資の形態（内容）をこの概念で示すことは，きわめて適切だと考える。しばしば国独資は，「干渉の体系」「政策体系」「管理の体系」などと定義されている。確かにそうにはちがいないが，この定義では，国家介入が経済過程にどのような影響を与えているかを示しえない点で抽象的である。それよりも国独資を「経済計画」とするほうが，国家介入の目的をより適確に表現している

が、これとてもかならずしも十分ではない。

のちにみるように、国独資を「経済統制」だけでなく、「経済調整」だけでもなくこれら三形態に区別したうで、いずれをも包括させなければならないのは、この三つの作用が相互に関連をもちながらも、それぞれ自立した独自の目的、内容をもっているからである。つまりそれぞれはたんに一つの作用、目的に解消しきれない独自の内容、目的をもっているということである。国独資の作用形態を考察するばあいには、このことはきわめて重要である。これが本稿で扱う第一の問題である。

つぎにこの三つの政策形態をみてすぐわかるのは、(3) 統制と (1) 助成 (2) 調整機能とのちがいである。これは経済政策論で、直接統制と間接統制、需給統制と条件統制などと区別されたり、あるいはまた論者によって市場価格機構内部への介入と市場の外部条件の整備、⁽⁴⁾ 総需要管理と資源管理⁽⁵⁾ などの表現で区別されているものに該当する。⁽⁶⁾

詳しくはすぐに後述するとして、結論的にいうと、統制（抑制）は資本運動の自立性、自由競争を否定するところに形式面からする本来的な意義があり、資本の自立的活動（資本の本性）の対立物である。これにたいし、助成、調整は資本運動の助成あるいは調整をつうじ、資本の自主性をいっそう促進、活発化させようとするものである。この区別が、三つの政策機能の性格をみるばあいに注意されるべき重要な点で、本稿で扱う第二の問題点である。従来为国独資論では、この二つの問題点を明確にしえないか、あるいは指摘してはいてもじゅうぶんに展開していないために、一面的把握におちいるきらいが少なからずあったのではないかと思う。そこで、以上に述べた国独資の形態（政策目的）と政策機能の性格上の区別を、具体的事実をとりあげることによって詳しく検討していくことにしたい。はじめに(1)の統制政策を、戦時統制経済をとりあげることによって検討することにする。

注(2) 松原藤由『経済政策の論理構造』法律文化社、1963年参照。

- (3) P. Sargant Florence, *Industry And The State* (サーガント・フローレンス『産業と国家』), London, 1957, pp. 49-50. 尾崎巖「自由主義体制における経済計画の役割」(『経済セミナー』1975年12月号)
- (4) 松原, 前掲書, p. 327
- (5) 塚本健『ナチス経済』東大出版会, 64年, p. 322参照。
- (6) 尾崎, 前掲論文参照。

III

両大戦時の経済を特徴づけたものは、圧倒的な経済の軍事化とこれに伴う経済統制の実施であった。戦時統制経済においては、資本主義の土台そのもの(生産手段の私的所有)は基本的に 変ることがないとはいえ、生産、分配などの様式は重大な変更をこうむる。いうまでもなく、戦争遂行という至上目的のために、私的資本の活動が多くの点において国家的に統制されるということ、すなわち軍需品の大量的生産増強が至上目的となる戦時経済では、資本は生産分野や市場価格などにおいて強制的な割当て、命令を受け、自由な活動が重大な変更をうけるということである。それは、経済活動の形式からすれば、自由競争の重大な制限、止揚となって現われる。

すでに大戦中にヴァルガは、「国家統制の根本原則」として、(1) 生産、貿易、国内商品の分配等における軍隊消費の優先的充足、(2) 労働力、燃料、原料、運輸等々にかんする自由な市場関係に国家的分配が代ること、(3) 勤労者階級の消費の系統的緊縮、(4) 価格にたいする国家的統制とそれによる市場調整力の役割の低下、⁽⁷⁾の四点を示していた。

では、この「国家統制の原理」は、わが国やドイツで具体的にどのような形で現れたであろうか。

(1) わが国において戦時統制が名実ともに確立するのは、1938年(昭和13年)の国家総動員法においてである。同法は、「戦時(戦時に準ずべき事実の場合を含む)に際し、国防目的達成のため、国の全力を最も有効に發揮せしめるよう人的及び物的資源を統制運用する」ことを目的としたもので、「統制運用」の対象と

なるのは人的、物的資源のすべてであり、わけても物資にかんしては統制の枠外に置かれたものはほとんどないほどであった。

具体的には、① 労働にたいする統制権限（徴用をはじめ民間企業の従業員の解雇も必要をみとめたときはできる）、② 物資の統制権限（総動員物資の生産、配給など）、③ 企業活動、金融活動にたいする統制権限（会社の設立、資本増資、合併に政府が制限、禁止を命じうる）、④ 民間企業にカルテル結成を行なわせ統制令の支配下におく、⑤ 価格統制権限（公定価格および運賃、保険料金などの命令）などである。

全体として国家総動員法を貫ぬいているのは、経済活動にたいする政府の強力な「命令」「制限」「禁止」の権限の付与であり、こうして所有形態を除けば、まさに経済活動のほとんどすべてを国家が掌握、運営しもって重点的に必要物資（軍需品）の生産増強を旨としようというものである。以来同法は、第二次大戦の終るまでの7年間に絶大な効力を発揮することになった⁽⁸⁾。「太平洋戦争を経済的側面にしぼって評価すれば、それは統制によってあらゆる物資を軍需に動員することに苦闘した歴史である⁽⁹⁾」といわれるように、「統制によってあらゆる物資を軍需に動員する」ことに、わが国の戦時統制経済の特徴があった。

これにたいして財界は、当初は官僚統制はいわば必要悪であって、できるかぎり自由企業の建前を維持し、民間活動の自主性を侵害されたくないという意向を示していたが、そこはしよせん資本である。軍事統制が強まるとともに、とくに新興コンツェルンを先頭に容易に統制に屈し、軍部と結びついて巨額の軍事利潤を得る道を選んだのである⁽¹⁰⁾。

(2) つぎにナチス経済について。相対的安定期において、すでに諸外国よりも顕著な国家介入を実現していたドイツでは、ワイマール体制を消滅させたナチス、シャハト内閣が第一次4ヵ年計画(34~37年)を実施したことで、本格的な経済統制の確立をみることになった。第一次4ヵ年計画が景気調整政策(大量失業者と農民の救済)を主目標としていたのにたいし、第二次計画(37~40年)ではファシズム体制を強化しつつ、軍拡とアウトアルキー経済の確立をめざした統制機構が整備された。こうして非戦時(準戦時)のもとですでに形成されてい

た統制経済機構は、第二次大戦が開始された40年からの第三次4ヵ年計画で、「全経済、労働資源を完全に急速に軍事化する。軍需生産を拡大し、戦略的原料在庫を確保すること」を布告し、名実ともに戦時統制経済へと突入したのである。

これらファッショ体制への移行は、一方において国家の労働力市場統制、労働運動の抑圧を契機としておこなわれるとともに、資本にたいしても「公益が私益に優先する」原則のもとに、原料規制、価格統制、投資統制をもっておこなわれた。そして、国家による生産物市場、資金市場、労働力市場の統制によって独占の大企業は資本蓄積を阻害されることなく、むしろぎゃくに、国家統制により蓄積を促進されたのである。すなわち二度にわたる強力な経済統制の遂行は、投資財生産部門の拡大をもたらし、企業収益はいちじるしく増大することになった。30年代の国際的な長期不況のなかで、ナチスドイツの生産増大はいちじるしかったのである（38年時点で32年に比して4.5倍の投資増大、また37～38年に世界生産は10%余り低下したのに、ドイツでは7%増大した）。また大量失業者も大幅に減少し、労働者の生活状態も一定の改善をもたらされた。しかし他面、労働力や資材、資金（とくにライヒスバンク）の強力な統制のため、きわめて煩雑な官僚組織が無数の官憲とともに、とくに原料部門に集中し、いちじるしい産業の非能率が生じるに至った。⁽¹¹⁾

(3) その他イタリアでは、1927年のファシストの「労働憲章」以来、周知のように独占財閥とファシズムの結合が強まり、資本を増大させるとともに、工業金融協会（IFI）、イタリア動産協会（IMI）、工業復興協会（IRI）などの持株会社形式の強力な国家資本が形成された。⁽¹²⁾ 英、仏、米でも大戦に伴って、⁽¹³⁾ 独、日本ほど強力ではないにせよ、経済統制下に入ったことには変りないが、しかし例えばアメリカのばあい、戦時中に多数の国有企業が創設されたとはいえ、国家による私的独占資本の管理統制よりもむしろ、巨大な経済の軍事化に伴う産軍複合体の形成のほうが、戦後においてはもちろんのこと戦時中においても顕著な特徴でなかったかと思われる。⁽¹⁴⁾

さて経済統制についての以上のかんたんな考察から、「統制」の意義とその政策的性格が明らかになる。

すなわち経済統制は、生産手段の私的所有、企業、銀行の営利活動の原則はみとめられるが、これを特定目的（経済破局からの「救済」、経済の軍事化）に従属させるために、上からの強権的な規制、抑制がおこなわれるところに意義がある。統制はたんに資本活動の禁止や命令のみでなく、積極的な計画化（助成）を伴うこともあるが、ともかく生産手段の私的所有という制限づきであれ、統制による自由活動、競争の然るべき「廃止」は、資本にとってもある意味で自己の存亡をかけた、生命線を死守するか否かの重要な意味をもつものとなる。⁽¹⁵⁾なぜなら、統制や経済の計画化は、自由競争を生命とする資本にとって、本来的に一つの矛盾関係であり、敵対物だからである。

このように、統制を形式的に特徴づけるものは、まず資本の生命そのものである競争との対立関係、矛盾関係であった。

マルクスは競争を、「ブルジョア経済のけん引車」「内的諸法則の執行者」「資本がその生産様式を貫徹する方法」「資本のもっとも強力な集中のテコ」などと意義づけているが、こうした理由のゆえに競争は、彼によれば「資本の本性」「資本の本質的な規定」とみなされる。

「概念的には、競争は、多数の資本相互のあいだの交互作用として現われ実現される資本の内的本性（inner Natur des Kapitals）、資本の本質的な規定、⁽¹⁶⁾外的必然性としての内的傾向にほかならない。」

「自由競争は資本の実在的發展である。これによって個々の資本にとっての外的必然性として措定されるものこそ、資本の本性に照応するところのものであり、資本のうえにうたてられた生産様式に照応するところのものであり、資本の概念に照応するところのものである。自由競争で諸資本が相互におよぼしあい、労働者のうえにもおよぼす相互的強制は、資本としての富の自由な、同時に現実的な發展である。」⁽¹⁷⁾

このように「資本の本性」「資本の本質的な規定」「資本の概念」とされる競争

は、資本の現実運動をとおして平均利潤率の形成や市場価格の変動(需給関係)、必要労働時間などの規定に関与することになるのである。マルクスはまた、競争のこの規定力を「競争の基本法則」ともよんでいる。

「個々の資本は、競争によってはじめて、資本一般の諸条件のなかにおかれる。また、資本の運動そのものによって規定されるものとしての必要労働時間は、このようにしてはじめて措定されるのである。これが競争の基本法則である。需要、供給、価格(生産量)がさらにつづく諸形態である。……」(以上傍点引用者)⁽¹⁸⁾

統制はまずもって、この「資本の本性」たる自由競争や「競争の基本法則」の否定を意味するがゆえに、それじたい資本とは矛盾関係に立つのである。したがって、ヴァルガがすでに戦時中に予想していたように、戦争の終結とともに、統制は廃棄されるはずのものだったのである。⁽¹⁹⁾

しかしそうとすれば、資本主義的統制経済は不可避免的に、それじたいのうちに矛盾を内包することになるだろう。ここでは統制の階級的本質、つまりそこから生ずる階級的矛盾関係(レーニンが強調した労働者には地獄をもたらす戦時統制の本質)——じつはこれこそが、統制そのもののもっとも重要な意義なのだ——を述べることは本題でないので省略するとしても、統制のしりぬげ=ヤミ取引の横行、財閥の暴利の略奪、軍部の横暴、巨大な官憲統制機構の出現に伴う経済運営の非効率化の進行などがそれである。⁽²⁰⁾なるほどナチス経済のように、強力な統制によってある時期に生産力をいちじるしく増大させたり、勤労者の生活水準を一定程度引き上げたりしうることもあるが、それはしかし、資本主義的統制、経済計画の優位性のためでなく、それ以上低下しようなない国民の生活破綻状態のもとで、極度の強権的緊迫、圧力を加えたことの結果であったというべきであろう。

しかし、にもかかわらず経済統制は、資本主義的無政府性、無秩序性を、資本主義の枠内において最大限に止揚するのであり、形式的には社会主義ときわだって接近することになる。革命直後のレーニンが、第一次大戦下のドイツ統

制経済を社会主義の「実例」として参考にしたのは、この形式面において両者に類似性があったからである。これは本来、無政府性を「圧倒的な経済法則⁽²¹⁾」とする資本主義経済といえども、なんらかの特殊な事情、局面においては、然るべき「統制」「計画」が不可能でないことを意味する。

国独資の一般性が、国家による経済過程への介入性、その規定力にあるとすれば、それをもっともよくなしえたのは戦時の統制経済においてであることは明らかであり、この意味で、統制的国独資こそ国独資の典型的な形態をなしている、ということができるのである。

注(7) ヴェルガ (和泉仁訳)『戦争と世界経済』高山書院, 昭和15年, p. 23

(8) 以上は中村隆英『日本の経済統制』日本経済新聞社, 74年を参照した。

(9) 朝日新聞経済部『昭和経済50年』昭和51年, p. 241

(10) 軍部、政府と財界の「対立」関係については、萩原啓一『自由経済と統制経済』日本実業出版社, 昭和49年, p. 140-141参照。また高橋衛氏も「国家による企業統制という点にかぎれば、全面的に現実化するのには、30年代後半の戦時統制においてであり、それはもはや金融資本の内的要求に根ざすものではなかった。そこでは戦時における国家の特殊性=国家の相対的独自性によってみちびかれるのであり、官僚と資本の相克をすら内包していたのである」と述べている。安藤良雄編『日本経済政策史論, 下』東大出版会, 76年, p. 304-305。さらに同氏稿「国家独占資本主義と経済統制(その1)」(広島大『政経論叢』第14巻第3号, 64年8月号)も参照。なお、わが国の経済学研究者が天皇制軍国主義の強圧に屈すること資本よりもさらに顕著だったのかもしれない。ちなみにここではいちいちあげないが、戦時中に著わされた戦争経済についての少なからぬ経済学的文献は、ほとんど侵略戦争を美化し推進せんとする立場からのもので、科学的検討に値するものはほとんどない。

(11) 以上、塚本健, 前掲書, 長守善『ナチス経済建設』昭和14年, 日本評論社, 第二部, 第6章参照。

(12) 尾上久雄『経済計画と構造的諸改革』岩波新書, 68年, p. 58-75参照。

(13) イギリスの統制経済については、大蔵省総務局『英国戦時経済概観』昭和19年参照。

(14) 神野璋一郎『戦争とアメリカ資本主義』東洋経済新報社, 昭和26年, p. 94-98。産軍複合体については、小原敬士編『アメリカ産軍複合体の研究』日本国際問題研究所, 昭和46年, 第一部参照。

- (15) 萩原, 前掲書, p. 141
- (16) マルクス (高木訳)『経済学批判要綱』大月書店, IIの p. 342
- (17) 同上, IIIの p. 600
- (18) 同上, IIIの p. 606
- (19) ヴァルガ, 前掲書, p. 23
- (20) 渡辺悦司「戦時下の資本蓄積と物資動員計画」(大阪市大『経済学雑誌』第75巻第2号, 76年8月) p.78参照。なお渡辺氏は, こうした状態を「国家統制と無政府的な市場との, 計画性と無計画性とのからみあい」とし, その事情が「支配階級の内部で軍閥にとってよりは独占資本にとって有利な条件をつくりだした」と述べている。同, p. 75
- (21) マルクス『資本論』第3巻, 第7編, 第51章, 大月版⑤の p. 1126参照。

IV

前節で, 国家介入の一形態である「統制政策」の意義と性格を, これが支配的, 典型的に実現された戦時経済を対象として考察した。経済統制は, 戦争の終結あるいはそれによる混乱期をすぎれば基本的に解消される。わが国では, 昭和24年のドッジラインによる経済自立化措置とともに, 戦時的統制は一応の解消をみたということが出来る。このように経済統制が, 戦時と戦後直後の復興期を終るとともに廃止されるのは, さきに指摘したように, 「資本の本性」にとって, 統制そのものが不照応なものだからである。

もとより戦時統制の廃止は, 統制政策ほどではないにしても, 経済過程にたいする決定的な影響力をもった政策介入そのものまで, なくしてしまうということの意味するのではない。国家介入は, 資本の自主的運動, 自由競争を前提とし, これを基礎にしたうえで, 間接的, 迂回的, 条件整備的, 誘導的なものへと変化するのである。すなわち政策の形態変化=「変質」をきたすのである。国独資が「消滅」するのではなく, 「変質」する, とするゆえんである。

その「変質」の内容, 程度は国ごとにみていちがいにはいえないにせよ, 総じて資本の弱いばあいには助成を目的として, 資本蓄積がかなりおこなわれ再生産軌道が確立しているばあいは, その矛盾を調整することを目的として遂行

されることになる。こうして非戦時において支配的な政策形態となるのは、資本活動にたいする抑止的、命令的＝統制的形態ではなく、助成的、調整的形態である。では統制の廃止＝自由競争を前提とした、この間接的、誘導的政策の規定的目的となる「助成」、「調整」とは、いったいどのような内容の政策介入であろうか。

(1) まず助成政策（資本蓄積の促進，補強）は、二様の意義をもつものと考えられる。一つは、戦後復興や後進地域の開発政策、国家による例えば第一次大戦後のわが国やドイツでの合理化政策の推進にみられるもの、すなわちかんたんにいえば、「資本の弱さ」を原因として、その克服、強化を目的として遂行されるものである。こうした政策に示される国家介入は、一見して、原蓄過程における国家の決定的に重要な役割を想起させる。原蓄期における国家の役割について、周知のようにマルクスは、「本源的蓄積の一つの本質的な契機」⁽²²⁾、「本源的蓄積の最も力強い槓杆の一つ」⁽²³⁾と述べているが、これが直接には、まだきわめてせい弱な資本の蓄積を補強する必要から生じたことはいうまでもない。それゆえ、国家財政を用いての強力な補強装置は、一般的にいえば資本が強くなるにしたがって比重を低下させることになる。

「資本の弱いあいだは、資本それ自体はなお過去の、すなわち資本の出現とともに消えうせる生産様式のもろもろの支柱を求める。資本が自己を強力なものと感じるやいなや、資本はこれらの支柱をすてきり、資本自身の諸法則にしたがって運動する。」⁽²⁴⁾（傍点引用者）

したがって、国独資段階における国家の再生産過程への補強，助成政策は、歴史的意義のちがいを除外して形式的のみ見れば、原蓄の機能の再版といえるであろう。

いま一つは、たんに「資本の弱さ」の補強にとどまらず、独占利潤の意図的、人為的な源泉として国家が用いられる側面である。例えば、わが国の各種租税特別措置にみられる独占資本優遇の租税制度や、所得倍增計画、国土政策を代表する新全総などに示される政策目的は、「資本の弱さ」を補強すると

もに、むしろそれ以上に大規模、人為的な独占利潤の保障手段として、国家、地方財政を利用せんとすることである。アメリカに典型的にみられる巨大な軍需産業、軍事財政の存在も経済的にはこの側面が強い。助成政策については、この二側面、二つの意義をもつものとして把握する必要があるだろう。ここでは詳論の限りではないが、尾崎氏もいうように、わが国では資本蓄積にたいする国家助成、補強活動（フローレンスのいう第一党的産業政策）は、明治維新以来一貫して、きわめて強固であった。

(2) つぎに調整政策について。ここで「調整」というのは、資本主義に内在する諸矛盾の事後的または事前的調整政策をさす。その具体例は多面に及ぶはずであるが、とくに重要なものは景気調整政策（フィスカル・ポリシー）と国家による所得再分配政策であろう。しかし、国独資の形成にとって決定的意義をもつのはもちろん前者である。国独資の形成、確立の直接的契機として、29年世界大恐慌が兩大戦とともに決定的な要因となったこと、そして30年代の世界的な長期的大不況対策のみならず、第二次大戦後においても恐慌調整政策（公共投資、金利政策、ビルト・イン・スタビライザーなど）が、国独資の一つの規定的な内容であることは疑いないところだからである。諸矛盾の集中的爆発たる循環的恐慌の事後的、事前的調整政策をぬきにして国独資の意義はけっして語りえない。そのことは、ブルジョア経済学の支柱となったケインズ経済学が、この大恐慌のなかで、その打開を目的として生誕したことをみただけでもわかる。以上が、「助成」「調整」政策のごく大まかな意味である。

これまでにおいて、政策の三形態である統制、助成、調整をそれが支配的、典型的に遂行される戦時統制経済体制と非戦時の自由競争経済体制において考察した。

そこでつぎに明確にしておくべきことは、両者の政策上の性格のちがいである。これについても、これまでの叙述でほぼ明らかであろう。まとめる形で結論的に強調すべきは、統制政策と非統制的助成、調整政策の決定的な相異ということである。統制が、資本活動にたいする抑止、命令であるがゆえに、本来

的に「資本の本性」にそぐわない性格をもっていることはさきに強調したところである。これに関連して、マルクスはすでにつぎのように興味深い指摘をおこなっていた。

「原料が騰貴する時期には、産業資本家は生産を規制する (regulieren) ために結束して連合体をつくる。たとえば、1848年の綿花価格の騰貴の後にマンチェスターがそうであったし、またアイルランドの亜麻生産にも似たことがあった。しかし直接の刺激が過ぎ去って、『いちばん安い市場で買う』（あの連合体が意図するように、好都合な原産国の生産能力をその国がさしあたり生産物を供給しうる直接の一次的な価格にはかかわりなく助成するかわりに）という競争の一般的原则が再び至上的に支配するようになれば、供給の調整は再び『価格』にまかされる。原料生産の共同的な干渉的な予測的な統制 (gemeinsame, übergreifende und vorsehende Kontrolle)——このような統制は概して資本主義的生産の諸法則とまったく両立しないものであり、したがってまたつねに空しい願望にとどまるか、または大きな直接的危機と困惑との瞬間に例外的にとられる共同的処置に限られる——の意図は、すべて需要と供給とは互いに規制し合うであろうという信念に席をゆずってしまう。」⁽²⁵⁾（傍点引用者）

ここでマルクスは、原料急騰時の原料生産にたいして、資本家の連合した「統制」が、「概して資本主義的生産の諸法則（競争のこと—柿本）とまったく両立しないもの」であることを述べているのである。今日でいえば、資本家の自主的なカルテル規制に当るものですらそうなのであるから、国家統制においてはなおさらであること、いうまでもない。

これにたいして、助成、調整政策は、非統制 = 自由競争を前提とした、あるいはその物的、基本的条件を準備、創出する政策であるから、統制のように「資本の本性」にそぐわないということは絶対にありえない。

そこで、非統制的助成、調整政策の機能上の性格を、恐慌克服を主要目標として展開された、さきのケインズ理論において、当のケインズがその介入政策、国家管理をどのようにみなしているかをとりあげることによって、います

こし触れておくことにしよう。

「資本主義とは、賢明に管理されるかぎり、おそらく今までに現われたいかなる他の制度よりもいっそう有効に経済目的を達成するのに役だちうるもの」⁽²⁶⁾
「われわれの最後の課題は、われわれの実際に生活している種類の経済体系において中央当局が慎重に統制したり管理したりすることのできる変数を選びだすこと」⁽²⁷⁾と確信するケインズは、「統制」の意義をつぎのように表明している。

「完全雇用を確保するために必要な中央統制は、もちろん政府の伝統的な機能の著るしい拡大を伴うであろう。」⁽²⁸⁾「したがって、消費性向と投資誘引との相互関係を調整しようとする仕事に伴う政府諸機能の拡張は、19世紀の政論家や現代のアメリカ金融家にとっては、個人主義にたいする恐るべき侵害であるように見えるかもしれないが、私はそれとは反対に、現存の経済的諸形式の全面的な崩壊を回避する唯一の実行可能な手段であるとともに、個々人の創意を効果的に機能させる条件をなすものとしてそれを擁護したい。」⁽²⁹⁾

しかし、ケインズのかかる国家介入にたいする強い期待が、資本主義の根幹をおびやかすような変革につらなることをすこしも意味するものでないことは、つぎのように彼が社会主義を排撃していることからもすぐわかる。

「しかしこの点以外には、社会の大部分の経済生活を包摂すべき国家社会主義の体制を明白に弁護するようなことはまったくのべられていない。国家の引受くべき重要なことからは生産用具の所有ではない。」⁽³⁰⁾（傍点引用者）

「かくして、消費性向と投資誘引とのあいだの調整を図るための中央統制の必要を別とすれば、経済生活を社会化すべき理由は従来以上には存在しないのである。」⁽³¹⁾

ケインズの国家管理＝「統制」（コントロール）は、戦時統制のようなものではないし、ましてや反独占政策や社会主義的変革につらなるような政策ではまったくなくない。べつの個所でいわれている「投資のかなりの社会化」⁽³²⁾というのも、公団、公社や国家道路港湾局などの私的資本補完機関の創設のことにすぎない。「統制」が、国家が生産の管理、指揮を直接的、全面的におこなうもので

あるのにたいし、ケインズのいう国家介入が、財政や中央銀行の利子率政策を通しての間接的、迂回的な私的資本の誘導政策であること、要するに私がここで述べている非統制的「助成」や「調整」政策であることは明らかであろう。

こうした財政、金融を媒介手段としたケインズの介入政策は、私的資本の自立的活動、自由競争に対立したり矛盾したりするものではなく、ぎゃくに矛盾を調整、打開することによって、私的資本の利益に合致することに本質をもつものである。かかるケインズの介入政策を指して、鈴木武雄氏が「むしろ反統制経済的⁽³³⁾」と評したのは、まさに至当であろう。また大内力氏が、管理通貨制にもとづくフィスカル・ポリシーを「国独資の本質」と考える理由の一つに、それが「資本の要求と矛盾するところのすくないこと⁽³⁴⁾」を指摘しているのも、その限りではその通りなのである。「資本の要求と矛盾するところがすくない」どころか、本質的に合致するもの、というべきである。

資本主義の枠内という意味では同一性を保つにせよ、統制と非統制的調整、助成政策はこのように、根本的に区別され、対立するものと考えなければならない。つぎに、すでに推察されるように、統制と非統制的助成、調整とでは、経済的土台と政策（上部構造）の関連、あるいは内的矛盾の「解決」の仕方においても重大な相異をもつことになる。すなわち統制においては、生産や分配の構造、仕方を規定するのは自然発生的な経済の内的運動ではなく、国家の人為的な政策である。そこではしたがって、資本主義に固有の生産の無政府性、社会全体の無計画性が、資本主義の枠内としては最大限に「止揚」され、形式的には社会主義に近似した統制、計画性が実現される。これに反して、自由競争の前提条件（資本蓄積）を保護、促進する助成政策では、内的矛盾を止揚するどころか、矛盾を拡大させる作用をもつものであるし、また調整は、なるほど矛盾を「調整」しはするが、もとより本当に調整しえるはずがない。それは一時的な矛盾の緩和、糊塗策にすぎないのであり、矛盾の調整過程そのものがまた新たな矛盾の拡大を準備する過程ともなる。自由競争を前提とした資本主義のもとでの「経済計画」が、「本来計画とよばれる性格のものではない。その

表現については、当初からまじめに考えられることもなく、だれが責任をもつということでもない（「国民所得倍增計画」をみよ）、たんなる『見とおし』であり『展望』であるにすぎない⁽³⁵⁾とされる理由もここにある。

このような意味で、非統制的助成、調整における国家介入力、経済にたいする規定性を統制のそれと比べてみれば、はるかに緩慢なものであり、その程度と質内容は明確に異なるものとみななければならない。一言でいえば、統制においては、資本主義に固有の根本矛盾である生産の無政府性を、形式的にみて極限的に止揚する（「極限的」というのは、もちろん完全に止揚しえるはずがないからである）のにたいし、非統制的助成、調整では無政府性を拡大するか、あるいは部分的に手なおしするにすぎない、ということである。

注22 マルクス『資本論』第1巻、第7編、第24章、大月版②の p. 964

23 同上、第1巻、第7編、第24章、大月版②の p. 984

24 マルクス、前掲『経済学批判要綱』IIIの p. 601

25 マルクス『資本論』第3巻、第1編、第6章、④の p. 151

26 ケインズ「自由放任の終焉」（世界の名著、第57巻）中央公論社、p. 158

27 同上（塩野谷訳）『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社、第18章、p. 277-278

28 同上、p. 431

29 同上、p. 432

30 同上、p. 429

31 同上、p. 430

32 同上、p. 429

33 鈴木武雄「経済統制と経済政策——現段階における自由化の意義——」（『武蔵大学論集』1960年9月号）p. 8。なお同論文は、統制政策と非統制的経済政策の相異を早くから強調している点で注目されるべきものであった。

34 大内力、前掲書、p. 161

35 木原正雄「戦後日本の経済計画(一)」（『経済』75年11月号）p. 176

V

これまでの節で，国独資概念の正確な規定のためには，(1) 経済政策の形態の区別，すなわち統制，助成，調整の区別を明確にすること，(2) この政策機能上の性格，つまり統制政策と非統制的政策の区別を明確にすることの必要性について述べた。

現実のあらゆる政策は，きわめて多面的な分野にわたるのであるから，いずれをどの政策形態に含めるかについてかならずしもはっきりしない点があるのは当然のことである。

たとえば，戦時統制経済で支配的にみられた抑止政策は，そのなかに資本蓄積の助成政策を色濃く含んでいるし，また景気調整政策が同時に蓄積を助成，促進する性格のものであることはまちがいない。しかし問題は，主要な内容がどうであったかであり，この点で目的上，あるいは資本運動に与える影響の内容からみて上述三形態に区分するとともに，それらの政策機能上の相異を明確にすることが必要なのである。

ところで，私が政策内容や機能上の性格を区別することの必要性を本稿で強調するのは，複雑多様な国独資（国家介入）の内容や性格を一面的な視野でとらえる誤りが少なからず見受けられるからである。そこで国独資の形態と性格の区別を明確化しないことから生ずる，もしくは生じかねない一面的な理解をとりあげて，かんたんに検討しておきたい。

(1) 戦時経済統制あるいは最初にこれを国独資なる概念で把握したレーニンの理論を，機械的に現在の国独資に適用することは正しくない。レーニンの理論を基礎にするというなら，なにを一般化しうるのかあるいははえないかを明確にしたうえでなければならぬ⁽³⁶⁾。なぜなら，レーニンがとらえた戦時統制は，ここでもはやいまでもなく，非戦時になれば全体的には解消するし，また国独資の国民に与える影響上の内容からみても，戦時の地獄的統制と異なっ

て、今日のヨーロッパ諸国では、福祉国家的改良政策がかなり定着している。本質的な点とはともかく、これらは重大な、むしろ対照的できえある現象を呈している。今日の国独資論は、こうしたレーニンが考察対象とした戦時国独資とは対照的な現実をも説明するものでなければならない。

この点からみて、井上、宇佐美氏の国独資論が、戦時⁽³⁷⁾（第二次大戦）の日本を考察対象としたものであり、その点での時代的制約性をもつことは否定できない。また池上氏についても、北原氏が、「従来の国独資論の多くは、それらが発生論的アプローチをとっていることとも関連して、第二次大戦後の『現実』を理論化の主要な対象とするような方法をとっていない。たとえば池上惇『国家独占資本主義論』は第一次大戦の戦時国独資の中に国独資の『本質』をとらえ、その延長線上に第二次大戦後の国独資をとらえようとする」と批判しているとおりだろう。⁽³⁸⁾

(2) しかしぎゃくに、統制をたんに過去に一時的なものとして、国独資論の理論化から排除してしまったり、戦時統制の考察を事実上軽視ないし無視してしまうことも正しくない。それはたんに理論的にいいうるばかりでなく（これまで述べてきたように非統制的助成、調整概念は統制概念をぬきにしてはわからない）、現実的にもそうである。たとえば、ヨーロッパ諸国で大きな比重をめている国有企業（国家資本）は、統制概念ぬきには理解しえないし、所得政策や個別的な統制政策は現実にはいくつかみられる。あるいは73年秋の石油ショックの事態のなかで余儀なくとられた石油二法のごときも明白に統制政策そのものである。

同様に、戦時統制の一時性をもって、そのなかに国独資の本質をみたレーニンの根本視点を却下してしまうことも正しくない。レーニンの理論の根本的意義は、なによりも統制したがってまた国家介入の階級性格を一貫して強調していることである。⁽⁴⁰⁾

(3) 上述二点にも関連して、また冒頭にも指摘した「国独資の発展」論について触れておきたい。これは通説的ともいえる議論となっているもので、い

いわゆる「全般的危機の深化」論にもとづく国独資一途発展論である。

たとえば池上氏は「全般的危機の段階にあっては、相対的安定の一時期（第一次大戦後の克服から1929年大恐慌の前まで）を除いて、国家独占資本主義体制は傾向的にみれば一貫して強化されてきた⁽⁴¹⁾」というが、これは誤りもしくは、その意味を限定していわないと重大な誤解に導きかねないものである。国独資の「発展」なり「強化」をいうには、なによりも、その一般性をなす国家の経済にたいする介入力、規定性を規準にして両者を比較したうえでなければならない。というのは、たとえば国家介入、政策の多様性や経済統計技術の高度化をもって、「国独資の発展」を述べても（それはそれで意味がないとはもちろんいえないが）、それは要するに、経済規模が大きくなり複雑化していることの反映にすぎないのであって、あまり意味のある議論にはなりえないからである。それよりも事実認識として大切なことは、戦時統制下と非戦時の自由競争下での国家介入の性質と影響力を比べてみれば、それが明らかに変質し、後退しているということである。両者における国家介入力のちがいははっきり異なることは、国独資の物的基礎をなす財政の国民経済全体に占める割合が、軍事財政の巨大な膨脹のために、戦時のほうがケタ違いに大きいことをみてもまったく明白なことである。この当然の事実をまず出発点としてふまえておかないと大きな誤解を生むことになる。機械的な国独資一途発展論や、その根拠となっている「全般的危機の深化」論は、事実を正しくみない、具体的分析ぬきの非科学的な議論といわざるをえない⁽⁴²⁾。

国独資の「変質」をふまえたりうえで、その概念を規定することは重要である。国独資論混迷の一つの大きな理由は、この変質を明確にしないままに議論を展開することにある。

たとえば、島氏の国独資の定義はつぎのようなものである。

「国家独占資本主義は、国家権力を自己に従属させている独占資本の支配体制である。または国家（国家支出、国家投資信用、国有企業その他の国家管理）によって補強されている金融寡頭制である。⁽⁴³⁾」

ここでいわれている「国家独占資本主義」が、現在のそれを指していることはすぐにわかるであろう。しかしこの定義では、戦時統制の説明にはまったくならない。つまりこれだけでは、国独資一般の定義としては適切でないことになる。戦時国独資あるいは統制経済が、「国家に補強された」体制どころでなく、文字通り国家に指導された独占資本主義体制だったことは、これまでのことで明らかであるし、また将来こうした状態がまったく起りえないとはいえないだろう。

(4) うえとはやや意味が異なるが、国独資を「全般的危機下における資本主義の存在形態、政策体系」と定義しているばあいもある。たとえば大島氏はつぎのように述べている。

「一般的危機の段階では、先進帝国主義さえもそうした内的な発展の力を喪失し、そうした意味で資本主義の歴史的生命力が枯渇しているといえるのであって、この干渉は当然のことながら根底的、体系的なものとならざるをえない。こうして現われる干渉の体系 = 政策体系が国家独占資本主義なのである。⁽⁴⁴⁾」

国独資が「政策体系の総体」「管理の体系」であることはまちがいないが、「しかしあまりにも簡単すぎる定義は……定義すべき現象のきわめて本質的な特徴をその定義からとくに導きださなければならないとなるとやはり不十分である⁽⁴⁵⁾」といわれるように、「簡単すぎて」抽象性を免れない。それよりも、国独資を「計画」概念でとらえ、「経済計画」と定義するほうが、より具体的でわかりやすいであろう。なぜ「政策体系」では抽象的かという点、これでは国家介入が土台たる経済過程、経済構造にどのような影響を与えているか、両者の相互関係がすこしもわからないからである。この意味でだけいうなら、国独資を、たとえば「国家統制（規制）」と表現することは、それなりにきわめて具体的なのである。国独資の特徴を正しく表現しようとするれば、それは「経済統制」「助成」「調整」の概念で表現するのが正鵠をえていると私は思う。

(5) 本稿で私が強く念頭においていたことの一つは、しばしばみられる国独

資の「恐慌論的把握」の意義をどう評価するかであった。この見解は周知のように、大内力、大間知啓輔氏をはじめかなり有力な位置を占めているようにみうけられる。大内氏のそれは、レーニンの理論に對置する形で提起されているので同一視はできないが、最近では北原勇氏も、こうした恐慌論を基礎にすえた国独資論を提起している。⁽⁴⁶⁾

じっさいこの見地は、国独資の概念把握においてもっとも有力であるようにも思える。しかし結論をいえば、それは一つの決定的な重要性をもつものではあるが、それだけでは不十分である、その意味で抽象性を免れない、ということである。兩大戦勃発と統制経済の根柢を、もっぱら恐慌論＝独占資本主義下の資本過剰論で説かざるをえなくなることの抽象性はいまおくとして、これはいつにかかって、戦後の経済発展を実現させた国家介入の根柢はなんであったか、その必然性をどう説明するか、の問題に帰着する。

もちろんごく一般的に考えて、長期的にみればどんな過程にせよ、すべて景気循環のなんらかの局面として把えうるのだから、独占資本主義の歴史過程を長期的、平均的にみて過剰生産基調あるいは北原氏のように、独占段階に固有の停滞化傾向をもつものとして把え、その打開がたえず必要とされているという意味で、かかる景気政策が国独資そのものである、といえないことはない。大内、大間知、北原氏などの恐慌論的国独資論の体系が、それゆえに一つの決定的な本質をとりあげていることは疑いないところである。そのことを認めたらうで、なおかつそれだけでは不十分であり、要するに私のいう資本蓄積の「助成」諸政策をとらえきれないのではないか、というのが本稿で提起したい問題点の一つである。具体的に述べよう。

たとえば戦後わが国の代表的な経済計画——1950年自立3ヵ年計画、55年経済自立5ヵ年計画、57年新長期経済計画、60年国民所得倍増計画、62年全国総合開発計画、69年新全総計画など——は、高度成長を実現するために、産業構造や貿易構造の再編成、公共投資の拡充、地域開発、人的資源の開発などの広範な蓄積助成策がたえず基本にすえられており、たんなる短期的な景気調整政

策ではとうてい説明できない、もっと長期、広範囲にわたる成長政策であったことを示している。

あるいはまた戦後直後の資本主義各国でとられた復興政策や、イタリアの南部開発にみられる国土、地域開発、戦後フランスの数年を一単位とする一貫した経済計画（第一次～第六次）などが、恐慌論的視点だけで十分にとらえられるか、という問題である。いうところの「資本過剰」論にそくしていえば、こうした経済諸計画の規定的動機となっているのは、「慢性的な過剰資本」ではなく、むしろ反対に「過少資本」「資本不足」ではなかったろうか。国独資論は、両大戦にみられた経済統制や29年世界大恐慌と戦後の景気調整政策——この限りでの完全雇用政策を含めて——だけではとらえきれない、かかる全社会的、総合的、長期的展望をとった諸種の経済計画、経済成長政策の必然性をも説明しきるものでなければならないのである。

これに関連して、新田俊三氏のつぎの意見は重要であろう。

「国家はただ景気調整政策としてのビルト・イン・スタビライザー装置を設置すればよいのではない。不況対策として不生産支出を行なえばそれでよいでもない。国民経済の総合的長期的判断の上にあたって、如何なる資源を確保すべきか、如何なる産業を強化すべきか、資金の配分は如何なる基準に従って行なわれるべきか、これらの効果はどういう形態であらわれるかを計算し、これに基づいた体系的政策を樹立する必要がある。さらに技術開発、産業教育や職業訓練による労働力育成、地域格差の解消、労働者の思想教育、国防支出といった要するに国民経済レベルでの総合的経済社会政策を国家は担わなければならないのである。現代の国家独占資本主義とは、たんに特定の独占的大企業との結合のうゑに成立するのではなく、体制の維持強化という使命を与えられているのであり、それゆゑにその政策も、総合的、長期的かつ齊合的な性格をとらざるをえないのである。⁽⁴⁷⁾」

こうした多面的内容をもち、しかも長期的展望のもとに遂行される政策が、たんに恐慌調整の視点からだけでとらえられるはずがない。これらの「経済計

画」設定を，げんみつにいて「資本蓄積の助成」なる概念でとらえるのが妥当かどうかは，ここでは大して重要な問題ではない。要するに，恐慌論的接近だけではとらえることのできない多面的な内容を，現実の国独資は含んでいるということを言いたいのである。かかる経済発展政策の基底にあるのは，戦争や恐慌回避政策ではなく，それをひとまずなしおえたあとでの（本当になしおえたかどうかはもちろんべつである）より積極的，計画的な蓄積推進，利潤確保の衝動である。それはある局面では，マルクスが指摘した原蓄過程での蓄積槓桿としての国家の作用そのものであり，あるいはあくなき強蓄積，独占利潤を求め蓄積衝動と体制維持の欲求であろう。

恐慌調整論にもとづいた国独資論といえども，それだけでは抽象論におちいらざるをえないのは，意義はちがうが，もっぱら利潤率の傾向的低落から国独資の必然性を導きだしてくるのと形式的には似ている。手嶋氏の著作が⁽⁴⁸⁾よく示しているように，そうした理論では，国独資形成にとって決定的意義をもつ兩大戦下の経済統制や大恐慌下の不況対策の具体的考察は事実上欠落してしまわざるをえないのである。どんな重要な側面をついていても，それが一側面にすぎぬ以上，全体をそれだけに限定し，あるいは他の自立的要因をそれだけに収れんさせてしまえば，理論は一面的なものとならざるをえない。

いま問題の景気調整論的国独資論にたいする疑問はこういうことでもある。たとえば大間知氏の著作では，戦後における国独資の特徴的事態——たとえば国有企業，財政投融资，税制，公共投資など——がかなり広汎にとり扱われているが，これらの国独資的事実は，氏がその著作のはじめで一般論として展開している管理通貨論，不況打開論だけで論理整合的に十分説明できているか，ということである。

現代国独資の複雑，多様な内容は「調整」だけでなく，「助成」や「統制」概念なくしてはとらえきれないのである。私のこのような見解は具体的には，いくつかの国独資論がとりあげ分析している国家介入の実態と具体的に異なることはおそらくないだろう（たとえば北原氏の国家介入の類別では，(A) 社会保障，公

共サービスの整備、(B) 資本過剰を解消するための市場造出、蓄積促進政策とし、(B)は、⁽⁴⁹⁾BI 高雇用のための市場造出、BII 成長コントロールとしている。この限りでは異論はない。ちがいは、恐慌論 = 私のいう「調整」政策論をもっぱらの根本理論として、諸現象をこれに収れんさせるのか、それともそれを一要因にすぎないとみなすかである。

現在の国独資分析のために、景気調整政策とは区別された蓄積「助成」政策の概念を提起することは、これまで国独資の形成要因論の一方の柱とされていた「危機説」(単純な危機説)にもなんらかの異論を提起することでもある。もちろん戦時統制や恐慌回避政策を必然化した両大戦や大恐慌が、文字通り体制危機激化の然らしめたことであり、こうした意味で一般的、基本的に矛盾、危機の激化が国独資の一般的要因だということをすこしも否定するのではない。

しかし危機説はなによりも、29年大恐慌や世界大戦に結びついたものであり、ここでとりあげた戦後の経済発展諸計画の必然性は、戦時統制や大恐慌打開政策と同じ次元あるいはたんにその延長線上だけでは把握しえないものである。その意味で我々は、国独資の必然性把握にさいし、ツイーシャンク流の同義反復論、抽象論におちいってはならないが、同時に明快だとはいえ、一面化された議論で複雑な諸現象を説明してはならないし、またできないのである。それはしたがって、抽象的な「生産関係社会化」論や、経済過程の考察をぬきにした「全般的危機の深化」論、さらにまた、戦争、恐慌一本槍による単純な危機論にもとづいてではなく、現代資本主義の歴史的位置——世界情勢の変化(世界経済体制の変化や革命運動の歴史的前進)、両大戦と大恐慌を経験した資本主義であること、全体的、根本的には、死滅過程と新たな社会制度への過渡的性格をもった資本主義という歴史的位置——から、もっと広い視点で具体的に把握されるべきものである。⁽⁵¹⁾

以上が、本稿で私なりに提示した視点から試みた、これまでの国独資論批判の一内容である。

さいごにまとめて代えて、現代の国独資論の課題に関連してごくかんたんに

触れておきたい。

助成政策は調整政策とあいまって、高度成長、完全雇用、福祉国家政策等々として、あるいはそのイデオロギーとして展開される。これこそ戦後の経済成長論、ブルジョアの改良主義の政策的実態であった。

そこで、助成、調整、統制論にもとづく国独資概念の正確な把握は、いうまでもなくそれじたいのうちに、国独資の階級的性格を批判するものでなければならない。かかる実態としてとらえられた現代国独資論は、したがって高度成長論や福祉国家論の階級的本性にたいする批判でもある。いうまでもなく国独資は、独占資本の蓄積助成であり、調整であるがゆえに、その本質において巨大独占資本と金融寡頭制の利潤追求、支配体制維持に奉仕する以外のなものでもないからである。

しかるに混合経済とか二重経済、福祉国家論などの名でよばれている、あるいは最近とみに高まっている市民社会主義論や国独資概念の⁽⁵²⁾廃棄論のごときは、国独資のこうした階級性を歪曲し、否定し去ってしまうことに最大の特徴をもっている。現代国独資論は、かかる没階級的経済理論、修正資本主義批判を正面にすえたものでなければならないのである。そして、国独資の助成、調整、統制政策に対置する国民的政策、すなわち国独資の政策を国民的に規制しつつ、ブルジョア経済の根本的変革を展望したところの具体的、現実的な人民的改良政策を対置することが、今日の国独資論のいよいよ重要な課題になっていることも、当然に帰結されねばならないことである。

本稿は、国独資の作用形態と性格の類別にかんするごく大まかなスケッチなので、詳しくはさらに今後の課題とすべきものである。現実的、歴史的にみた個々具体的な政策、機構がどの形態に属するか、あるいはまた三つの政策形態の相互関連や政策対象上の区別、さらに国民に及ぼす政策の影響（改良型か収奪型か）などからみた国独資の類別なども重要な考察課題である。いずれも今後の課題としたい。

- 注36) 拙稿「大内力氏の国家独占資本主義論批判(上)」『経済』75年7月号, p. 158参照。
- 37) 井上晴丸・宇佐美誠次郎『国家独占資本主義論』潮流社, 昭和25年
- 38) 池上惇『国家独占資本主義論』有斐閣, 昭和40年
- 39) 北原勇「独占資本主義論と国家独占資本主義論」(加藤睦夫他編『現代資本主義と国家』有斐閣, 昭和51年所収) p. 8
- 40) 私はこの見地を大内氏の理論批判において強調しておいた。前掲論文(上)(下) (『経済』75年7,8月号) 参照。
- 41) 池上, 前掲書, p. 82
- 42) 全般的危機論の問題点については拙稿「危機論の基本視点」(『現代と思想』第24号, 76年, 青木書店) 参照。
- 43) 島恭彦「国家独占資本主義の本質と発展」(『マルクス経済学講座』第3巻, 有斐閣, 昭和38年) p. 7
- 44) 大島雄一「現代帝国主義と財政, 通貨危機」(『新マルクス経済学講座』第3巻, 有斐閣, 昭和47年) p. 280-281
- 45) レーニン『帝国主義論』第7節
- 46) 大内力, 前掲書。大間知啓輔『国家独占資本主義論』ミネルヴァ書房, 69年。北原勇, 前掲論文
- 47) 新田俊三『フランスの経済計画』日本評論社, 69年, p. 6
- 48) 手嶋正毅『日本国家独占資本主義論』有斐閣, 昭和41年
- 49) 北原, 前掲論文, p. 17
- 50) これの批判については西川清治「国家独占資本主義について」(大阪市大『経済学雑誌』第46巻第1号, 昭和37年) 参照。
- 51) 大来佐武郎氏は, 戦後において「経済計画」が導入されるに至った背景として, ① 大恐慌, 両大戦を経験したこと, ② 景気対象があるていど可能になるにつれて, 経済政策の関心が短期的な景気対策から長期的な成長政策へしだいに移行したこと, ③ 社会主義国の計画経済の影響, ④ 国民経済計算にかんする知識の発展, の四点をあげている。その限りではまったく至当であろう。同氏『経済計画』至誠堂, 昭和37年, p. 7-8
- 52) 正村公宏「現代資本主義論における国家——国家独占資本主義論との訣別のために——」(『現代の理論』76年5月号)